

判例研究—責任能力（最高裁判所平成 21 年 12 月 8 日第一小法廷決定¹）

I. 事実の概要

精神的疾患のある被告人は、隣に住む男性方において、同人を殺害。また、殺意をもって、同人の二男に加療約 2 ヶ月の重傷を負わせ、その後、路上でサバイバルナイフを不法に携帯し、殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反に問われた。

捜査段階で実施した精神鑑定(中山鑑定)は、被告人の完全責任能力を肯定。一方、原審段階で実施した精神鑑定(佐藤鑑定)は、被告人は犯行時、妄想型統合失調症に罹患しており、心神喪失の状態にあったとした。

第一審は被告人に完全責任能力を認め、懲役 18 年に処した。これに対し、原審は、佐藤鑑定が「被告人は妄想型統合失調症に罹患していた」とした部分は採用しながら、「心神喪失」とする部分については、結論を導く推論過程に疑問があるとして、心神耗弱と認定。第一審判決を破棄し、被告人を懲役 12 年に処した。被告人上告。

II. 判旨

1. 「裁判所は、特定の精神鑑定の意見の一部を採用した場合においても、責任能力の有無・程度について、当該意見の他の部分に事実上拘束されることなく、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定することができる」。
2. 「原判決が佐藤鑑定について、…被告人が本件犯行時に心神喪失の状態にあったとする意見は採用せず、責任能力の有無・程度については、上記意見部分以外の点では佐藤鑑定を参考にしつつ、犯行当時の病状、幻覚妄想の内容、被告人の本件犯行前後の言動や犯行動機、従前の生活状態から推認される被告人の本来の人格傾向等を総合考慮して、病的体験が犯行を直接支配する関係にあったのか、あるいは影響を及ぼす程度の関係であったのかなど統合失調症による病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等を検討し、…心神耗弱の状態にあったと認定したのは、その判断手法に誤りはない」。

III. 研究

1. 「心神喪失」とは、精神の障害によって事物の理非善悪を弁識する能力又はこの弁識に従った行動制御能力を欠如する場合であり、「心神耗弱」とは、精神の障害によって上記事理弁識能力又は行動制御能力が著しく減退した状態をいう(大判昭和 6・12・3 刑集 10 卷 682 頁)。精神障害の有無・程度を「生物学的要素」、弁識能力と制御能力の有無・程度を「心理学的要素」といい、日本は両者を用いて責任能力を判断する「混合的方法」を採用する。「生物学的要素」の認定は、精神鑑定が行われるのが通常である。
2. 判例によれば、責任能力判断は法律判断であり、その前提となる生物学的・心理学的要素についても、法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題である(最決昭和 58・9・13 判時 1100 卷 156 頁)。平成 20 年には、生物学的要素と心理学的要素の有無・程度は、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定的前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的事情が認められるのでない限り、専門家たる精神医学者の意見を十分に尊重して認定すべきと判示した(最判平成 20・4・25 刑集 62 卷 5 号 1559 頁)。
3. 証拠の証明力の評価は、経験則と論理法則に従ってなされるべきであるから、専門家の意見を採用しない場合には、それだけの合理的根拠を要する。上記判例は当然のことを判示したものといえる。
しかし、平成 20 年判決の解釈によっては、鑑定の信用性だけを焦点として判断すれば足りるとの見解も生じ得るため、それが過度に強調されると、従来の判例理論とのバランスが失われる²。本決定は、判旨「1」で判例理論を確認したものと思われる。
4. 原審は、従来の判断要素³とは異なり、より抽象的なものを検討している。これは最近の司法研究において、従来の裁判例では統合失調症として責任能力が争われた場合、「犯行の動機や犯行が妄想に直接支配されていたか否か」という点が最も重視され、次いで、動機や犯行態様の異常性などが被告人の平素の人格と乖離しているか否かという点も重視されている」と指摘されている⁴ところに沿うものであって、このような判断手法を最高裁も基本的には是認したものと見える。

以上

¹ 判例タイムズ 1318 号 100 頁。

² 被告人側の上告趣意は、最判平成 20 年 4 月 25 日を引用し、「責任能力判断の前提である生物学的要素である精神障害の有無・程度のみならず、これが心理学的要素に与えた影響の有無・程度についても、専門家である佐藤鑑定の意見に従って、本件犯行当時、被告人は責任能力を欠いていたと判断すべき」と主張していた。

³ 「被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定する」のが従来の方法である(最判昭和 59・7・3 刑集 第 38 卷 8 号 2783 頁)

⁴ 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』法曹会[2009]36 頁